

中小企業関係組合に係るバーチャル総会

2021年3月

中小企業庁

バーチャルオンリー型総会等の動き

- 一定の要件を満たす株式会社について、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、産業競争力強化法改正案を国会に提出。
- マンション管理組合について、国土交通省がWEB会議システム等を活用した総会・理事会の開催に当たっての留意事項等を盛り込んだマンション標準管理規約の改正を検討中。

改正法案に基づく会社法特例（※）

規定	改正後産業競争力強化法第66条
対象	上場会社
要件	<ol style="list-style-type: none">① 経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けること② 株主総会を場所の定めのない株主総会とできる旨を定款で定めること

※国会審議未了（2月5日閣議決定）

マンション管理組合

- 一般社団法人マンション管理業協会が、「ITを活用した総会の実施ガイドライン」を策定し、ハイブリッド型総会・理事会及びバーチャルオンリー型総会・理事会のいずれも適法に開催可能であるとの見解を示すとともに、法務省及び国交省に対して法解釈の明確化及び標準管理規約等への明示の必要性を提言。
- 国交省は、第4回マンション管理の新制度の施行に関する検討会（法務省はオブザーバー参加）において、WEB会議システム等を活用した総会・理事会の開催に当たっての留意事項等を盛り込んだマンション標準管理規約の改正案を提示。

中小企業関係組合に係るバーチャル総会等の整理

- 事業協同組合等の通常総会又は臨時総会（以下「総会」という。）に関し、法律（中小企業等協同組合法）に「場所」に関する規定は存在しないものの、省令（中小企業等協同組合法施行規則）に「場所」に関する規定が存在するため、バーチャルオンリー型総会は開催できないこととなっている。

※中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づく組合についても同様。

※ハイブリッド型総会・理事会は現行法上も開催可能と考えられる。

	バーチャルオンリー型	ハイブリッド型
概要	<ul style="list-style-type: none">● 物理的な会議体を設けることなく、バーチャル空間のみで行う方式	<ul style="list-style-type: none">● 物理的な会議体としての総会・理事会を開催しつつ、議場外からの電子的なアクセスを認める方式
法律	○	○
省令	×	○
イメージ		

(参考) 中小企業等協同組合法、中小企業等協同組合法施行規則

- 会社法において、株主招集通知の記載事項として「株主総会の～場所」を規定していることから株式会社ではバーチャルオンリー株主総会を開催することができない。
- 上記の整理を踏まえると、省令において議事録の必要的記載事項に「場所」が規定されているため、事業協同組合等もバーチャルオンリー総会を開催することはできないものと考えられる。

中小企業等協同組合法

(総会の招集)

第四十六条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

2・3 (略)

※「場所」に関する規定なし

中小企業等協同組合法施行規則

(総会の議事録)

第一百三十九条 (略)

2 (略)

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び**場所** (当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二～六 (略)

中小企業関係組合に係るバーチャルオンリー型総会等の必要性・検討の方向

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、事業協同組合等の運営において、3密を回避して感染リスクを低減すべく、バーチャルオンリー型総会・理事会のニーズが拡大している。
- 省令を改正し、バーチャルオンリー型総会・理事会を開催可能としてはどうか（※）。
- さらに、オンラインでの総会を促進するため、ハイブリッド型総会を含めたオンライン総会について法解釈を明確化するとともに、実務上の留意点等を整理した実務指針を策定してはどうか。

※ 定款において、招集通知記載事項・議事録記載事項として「場所」を規定している場合、定款変更が必要となる。

バーチャルオンリー型のメリット

- コロナ禍における3密回避となる新たな総会・理事会の開催方法の確立
- 選択肢の拡大による組合の活性化
- 総会・理事会開催に係るコスト削減、組合の負担軽減
- 中小企業や組合のデジタル化推進への寄与

実務指針において整理すべき論点（例）

- オンライン出席者の議決権行使方法
- オンライン出席者の本人確認方法
- オンライン出席者からの質問の取扱い
- 代理出席の取扱い
- 通信障害への対応
- 招集通知の記載方法
- 無記名投票の担保方法

今後の検討スケジュール（案）

スケジュール（案）

3月15日

- 中小企業政策審議会総会

3月下旬～4月下旬

- パブリックコメント（意見募集）

4月下旬

- 結果公示

5月上旬

- 改正省令の公布・施行
- 実務指針の策定・公表

※省令改正案及び実務指針案についてパブリックコメントを実施する予定。

※今年の総会シーズンに間に合うように対応。